

政経研究

第六十一巻 第三・四号 2025年2月

資料

自治体監査に関するケーススタディ
——近時の相談案件を素材として——

松嶋隆弘

書評

Edith Kuiper, *A Herstory of Economics*,
Cambridge, UK: Polity Press, 2022, 256pages.

生垣琴絵

雑報

政経研究 第六十一巻 索引

政経研究 第六十巻第三・四号 目次

論 説

トリー党と保守党
——近代イギリス保守党史の一考察—— …… 渡 邊 容 一 郎

政治参加の意味変容 …… 杉 本 竜 也

論 説

アダム・スミス『国富論』初版の書誌的研究 …… 川 又 祐

雑 報

政経研究 第六十巻 索引

政経研究 第六十一巻第一・二号 目次

論 説

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ …… 渡 邊 容 一 郎

資 料

サン＝シモンの自筆文書2通 …… 川 又 祐

日本大学図書館法学部分館
サン＝シモン・コレクション …… 川 又 祐
——手稿類——

論 説

選挙前連合と政党間競合 …… 浅 井 直 哉

日本型マルチレベル・ガバナンス
としての市町村合併の特徴について …… 上 村 進

自治体監査に関するケーススタディ

——近時の相談案件を素材として——

松 嶋 隆 弘

一．はじめに

本稿は、筆者が携わった近時の相談案件をいくつかの類型に分け、関連すると思われる裁判例と対比しつつ、ケーススタディを試みるものである。^① 筆者は、会社法を専門とする者であるが、縁あって「地方公共団体の監査制度に関する研究会」^{②③④}に参画し、そのご縁で、現在、全国町村監査委員協議会の顧問を務めている。同協議会では、顧問業務の一環として、会員団体の監査委員からの

相談に応じる対応をしており、それは筆者の担当業務とされている。同業務における相談案件は多岐にわたるが、継続して対応しているうちに、それらをいくつかの類型に分類できることが分かった。本稿では、筆者自身が携わった相談を、①．「寄附又は補助」に関するもの、②．随意契約に関するもの、③．「正当な理由」に関するものの三つに分け、それらに関する「ケース」を掲げた上、それぞれ関連する裁判例を紹介し、若干のコメントを付し、もって監査委員の実務に資するよう努めたい。周知

のとおり、住民監査請求は、住民訴訟に前置されるものであり、住民訴訟に関する裁判例は多く公刊されているが、自治体監査そのものに関するものは著しく少ないようである。このようにもともと検討の素材が少ないうえ、自治体の監査委員が必ずしも法的な専門的知識を有しているとは限らないところから、実務上対応に困難を感じることが多いようである。

筆者が携わる相談業務は、まさにかかる事態のために必要とされるものである。今回、不十分ながらも経験知を「資料」として活字化することで、少しでも、監査委員のためのよりどころとなる知見を公のものとして役立てられたらと願う次第である。

なお、あらかじめ次の二点につき、念のため付記しておきたい。第一に、本件で取り上げられている「ケース」は、いずれも筆者が実際に相談にあずかったものをもとにしているが、具体的事件や自治体名を特定できないよう、かつ事件の特殊性に引きずられることなく、法的に操作しやすいように、一定の加工が施されていることである。第二に、筆者の知見は、あくまでも「相談時」のものに留まっていることである。相談後、当該案

件がどのような経過をたどったかについては、筆者自身フィードバックを受けないようにしている。

二．「寄附又は補助」に関するケース

(1) 事案の概要

地方自治法二三三条の二は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ」旨規定するところ、この類型の相談案件においては、「寄附又は補助」に該当するか、「公益上必要」があるかの判断に悩まされることが多いようである。典型的なものは次の【Case1】である。

【Case1】

A町は、同町の地域交流商業施設につき、商業施設運営を目的としてB株式会社（B社）に貸し出すことを許可し、B社は同施設においてコンビニエンスストアを経営した（実際の運営は、コンビニエンスストアのフランチャイジーであるC株式会社）。使用料の徴収の有無についてであるが、A町とB社との協定において、B社が運営事業者となり、「次回の改修は、B社が行うこと」が確約され、「無償」であると判断されている。Dは、無償貸与された前記地域交流商業施設が「公の施設」であるという前提の下、本件「無償」処分につき、「違法若し

くは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき」（地方自治法二四二条一項）に該当するとして、住民監査請求を提起した。

なお、前記住民監査請求に先立ち、別途事務監査請求が提起されており、そこでは、前記無償貸与につき、地域再生どころか、既存商店の経営を圧迫するばかりで、公益性に欠けている等の主張がなされている。

「寄附又は補助」の是非が問題となる案件は、筆者の乏しい経験上であるが、自治体監査の相談業務において、もつとも多いように感じられる。筆者が調べた限り、「町村」レベルで公刊物とされている裁判例は見当たらなかったが、県レベルのものとしては、広島高裁岡山支部判平成一八年六月二三日（平成一七（行コ）六）を見つけたため、同判決を素材として、【Case1】の相談業務に対応することとした。以下、前掲広島高裁岡山支部判平成一八年六月二三日の内容を紹介しよう。

(2) 広島高裁岡山支部判平成一八年六月二三日（平成一七（行コ）六）の概要

前掲広島高裁岡山支部判平成一八年六月二三日の舞台

自治体監査に関するケーススタディ（松嶋）

となったE県では、同県が公園用地として土地（本件土地）を借り受けていたところ、E県は、公園事業（F公園）を推進するため新たに第三セクターとしてG株式会社（G社）を設立し、G社に対し本件土地の一部を転貸し、残部を無償で貸し付けることとした。

前掲広島高裁岡山支部判平成一八年六月二三日では、まず本件土地が「公の施設」（地方自治法二四四条一項）にあたるかが争われた。同判決は、本件土地（公園）は、県の観光の振興を図る等の経済的効果を目的として建設された観光拠点としての性格が強いものであって、前記公園事業は、住民の利用に供し、住民の福祉を増進する目的を持っていることが否定できないものの、道路、公園、公民館のような多数の住民に対して均等な役務を提供することを目的とし、その公正な管理を確保する必要がある「公の施設」とは認め難いとして、地方自治法二四四条一項の「公の施設」にあたらないとした。ついで前掲広島高裁岡山支部判平成一八年六月二三日は、県が公園用地として賃借している土地の賃借権につき、同賃借権は、建物所有目的、期間五〇年間の定期借地権であり、物権に準じた経済的価値を有し、現実に公有財産

として管理する必要があつて、あえて地上権等と区別して取り扱うべき現実的根拠に乏しいから、地方自治法（平成一三年法律第七五号による改正前）二三八条一項四号の「地上権」等に準じ、同項にいう公有財産と解され、当該公園事業は、住民の利用に供し、住民の福祉を増進する目的を持っていることが否定できないものの、県の観光の振興を図る等の経済的效果を目的として建設された観光拠点としての性格が強いという前記公園事業の運営形態や目的等に照らすと、前記賃借権は、県が「公用」に供する財産にも「公共の用」に供する財産にも該当するものとはいえず、しかも、これらに供する旨の決定もないとして、普通財産にあたるものと結論付けた。

その上で、「本件転貸借等は、既述のとおり、適正な対価による本件転貸と、議会の議決を経た本件無償貸付に分けられる。法二三三条の二にいう『寄附又は補助』とは、いずれも地方公共団体が反対給付を求めずに公益上の必要性に基づいて一方的に行う財政的援助を意味するから、本件無償貸付は、同条にいう『寄附又は補助』に含まれるものと解され」ところ、「寄附又は補助の

要否についての決定は、その事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要」するとして、次のとおり判示した。

「E県は財政上の余裕に乏しく、F公園が大型レジャー施設の色彩を有していること、地方公共団体又はその住民の利益に対する効用度が明確ではない等の面はあるとしても、未だF公園は、公益的な側面を有する施設として運営されている上、県民及び県外の観光客を対象とした観光資源としての意味を失っておらず、全国的に知名度のある施設としてE県のイメージ向上に一定の効果をも有しているといえること、更に公設民営による運営の政策決定をなすに至った経緯、議会の審議・選挙等による民意等に鑑みると、E県知事……において、公益上の必要性を判断するにあたり、その裁量権の濫用ないし逸脱が存したとまでは未だ認めることはできない。したがって、本件転貸借等が違法であるとはいえない。」

（3）【Case1】の検討

以上を踏まえて、【Case1】に戻ろう。第一に、地域交流商業施設が「公の施設」であるか否かである。前掲広島高裁岡山支部判平成一八年六月二三日におけるF公

園も【Case1】における地域交流商業施設（本件施設）も、「町おこし」のためのツールであるという点では共通であるといつてよい。本件施設は、所詮はコンビニエンスストアであるので観光的要素はない。しかし過疎化が進むA町において、とにかくにも「人が集まる拠点」を作ろうという点では、F公園と共通しているといえる。加えて商業的色彩は、F公園よりも強いといつてよい。本件施設は、「公の施設」ではなく普通財産であると判断してよいだろう。

次の問題は、本件施設の貸付が無償であるかである。【Case1】においてB社が次回の改修を行うことが確約されているところから、この点を反対給付と捉え無償性を否定してもよいように思われるが、筆者の相談時には、「無償である」ということが相談の前提とされていた。このように次回改修の「反対給付」性を否定又は無視した場合、本件施設の貸付は、地方公共団体が反対給付を求めずに一方的に行う財政的援助と理解され、「寄附又は補助」と判断せざるを得ない。

そこでかかる寄付または補助に「公益上の必要性」があるか否かが争点とされざるを得ないこととなる。前掲

広島高裁岡山支部判平成一八年六月二二日は、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を許容し、裁量権の濫用ないし逸脱がないとしており、その際、観光資源としての意味、イメージ向上への効果、運営の政策決定をなすに至った経緯、議会の審議・選挙等による民意等を許容している。

このことからすると【Case1】においても、地域再生という「公益上の必要性」が許容されそうに思われる。ただ一つ気になるのは、【Case1】では、既存商店の経営を圧迫するというとの反論がなされている点である。A町の地勢的状况にも関係することだが、本件施設が設けられている場所には何もなく、周辺地域から歓迎される一方、既存商店がある別の地域では、本件施設に客がとられ過疎化がさらに進むという反対論があり、A町においても地域ごとに賛否が分かれているようである。

前掲広島高裁岡山支部判平成一八年六月二二日は、広範囲な裁量を許容するものであるが、他方で、運営の政策決定をなすに至った経緯、議会の審議・選挙等による民意等を考慮のファクターとして掲げており、この点が気になるところである。実際にA町の議会でもこういっ

た点が議論されたようである。

筆者の業務は、あくまでも相談であり、事件としての受任でない以上、上記の問題点を指摘し、監査委員の対応に委ねることとなった。

三・ 随意契約に関するケース

(1) 事案の概要

次に随意契約に関する案件について紹介したい。地方自治法二三四条二項は、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることができる旨規定し、これを受けた地方自治法施行令一六七条の二第一項は、随意契約によることができる場合を次のとおり定める。

一・	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき（一号）
二・	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（二号）

三・	（省略）（三号）
四・	（省略）（四号）
五・	緊急の必要により競争入札に付することができないとき（五号）
六・	競争入札に付することが不利と認められるとき（六号）
七・	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが できる見込みのあるとき（七号）
八・	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付 し落札者がいないとき（八号）
九・	落札者が契約を締結しないとき（九号）

あくまでも筆者の感触ではあるが、随意契約に関する相談案件も比較的多く見受けられるように感じている。比較的近時のものとして、次の【Case2】を挙げたい。

【Case2】

H町は、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に関し、I県から補助金を受領し、これに基づきしゅん工工事を実施したが、完成年度内に処理できない部分が存在したため、当該部分につき次年度に補助工事を実施し、工事費を当該補助金から支出した。その際、補助工事を行う業者は、随意契約により、前記しゅん工工事と同一の業者を選定した。これは補助工事が、年度をまたいだだけで、前記しゅん工工事と実質的に同一なものと判断したためである。

上記の補助工事に関する支出につき、住民から住民監査請求が提起されたが、提起時点において、補助工事实施日から一年を経過していた。

(2) 関連裁判例…最判昭和六二年五月一九日民集四一卷四号六八七頁

【Case2】に関連する判例として、最判昭和六二年五月一九日民集四一卷四号六八七頁をあげたい。この判決は住民訴訟に関する事案なので、その部分を省き、【Case2】に相応する随意契約の部分について紹介したい。次のような事案であった。

前掲最判昭和六二年五月一九日で問題とされた係争地（本件土地）は、J町とK町の共有に属する土地である。本件土地は、かつて地元部落の共有林である一筆の土地の一部であり、部落住民に植林のための権利が与えられていたところ、昭和一五年七月、同土地に期間三〇年、樹木所有を目的とする地上権が設定された（地上権者…L）。昭和四五年に地上権が存続期間の満了を迎えた際、J町の町長は、小学校増改築の財源確保のため、本件土地を地上権者に対し売却しようと考え、林野組合（同組合は、J町とK町の共有林野の管理を目的に設立された

ものである）の議員らにその旨の打診をしたところ、同議員らは本件土地売却に同意した。そして町長で同議員らと協議した結果、本件土地の売却価格を三〇〇万円とするのが相当とされた。これを踏まえ、J町の町長が本件土地を三〇〇万円で地上権者Lに売却しようとしたところ、Lは六〇万円以上で買い受けることを拒絶した。かような折、本件土地の売却話を聞いたMが三〇〇万円で購入を受けることを申し込んだため、これを聞いた同町長は、随意契約の方法により、本件土地を三〇〇万円でMに売却するに至った（本件売却）。

原審（大阪高判昭和五六年五月二〇日民集四一卷四号七一六頁）が、随意契約による本件売却につき当時の地方自治法施行令一六七条の二第二項が定める事由（現在の六号七号に相当）のいずれにも該当せず、随意契約の方法によって契約を締結したことは違法であると判断した。

上告審である前掲最判昭和六二年五月一九日は、随意契約の方法により締結された契約が違法であるとしつつも、「随意契約の制限に関する法令に違反して締結された契約の私法上の効力については別途考察する必要がある

り、かかる違法な契約であつても私法上当然に無効になるものではなく、随意契約によることができる場合として前記令の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合のように当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える前記法及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である」と結論付ける。以下に引用するのは、その理由付けである。

「けだし、前記法及び令の規定は、専ら一般的抽象的な見地に立つて普通地方公共団体の締結する契約の適正を図ることを目的として右契約の締結方法について規制を加えるものと解されるから、右法令に違反して契約が締結されたということから直ちにその契約の効力を全面的に否定しなければならぬとまでいうことは相当でなく、他方、契約の相手方にとつては、そもそも当該契約の締結が、随意契約によることができる場合として前記令の規定が列挙する事由のいずれに該当するものとして

行われるのか必ずしも明らかであるとはいえないし、また、右事由の中にはそれに該当するか否かが必ずしも客観的一義的に明白とはいえないようなものも含まれているところ、普通地方公共団体の契約担当者が右事由に該当すると判断するに至つた事情も契約の相手方において常に知り得るものとはいえないのであるから、もし普通地方公共団体の契約担当者の右判断が後に誤りであるとされ当該契約が違法とされた場合にその私法上の効力が当然に無効であると解するならば、契約の相手方において不測の損害を被ることにもなりかねず相当とはいえないからである。」

（3）【Case2】の検討

【Case2】において、随意契約の方法が用いられているところから、まずは随意契約に関する地方自治法上の規制に該当するか否かが検討されなければならない。【Case2】において補助工事につき随意契約の方法が用いられたのは、当該補助工事が単に年度をまたいだだけで、前記しゅん工工事と実質的に同一であるためである。監査にあたつては、まずはこの点の事実を確定させておく必要がある。

この点が確定された後、地方自治法施行令の定める事由の該当性の有無が判断されるわけであるが、前記のような事情がある【Case2】において、補助工事につき新たに入札をすることは、工事の遅延を招くこととなる可能性があるほか、かえってコスト増につながる可能性があるように思われる。五号、六号、七号の事由に該当するか否かの判断が必要である。かりにこれらの事由に該当する場合には、随意契約によることが適法であるという結論となる。

さらに前記のいずれにも該当しない場合には、当該随意契約が地方自治法、地方自治法施行令に違反する違法なものとなるわけだが、その場合でも、取引行為の私法上の効力については、別途の判断が必要となる。そして前掲最判昭和六二年五月一九日は、随意契約に関する地方自治法の規制に違反したとしても、それだけで取引行為の私法上の効力が無効になるわけではないと判示している⁵ので、前掲最判昭和六二年五月一九日が掲げる特段の事情が認められる場合にあたるか否かが検討されることとなる。

相談にあたっては、以上の説明の後、あくまでも暫定

的な私見として、地方自治法施行令の定める事由に該当する可能性が高いのではないかと述べ、後は、監査委員の判断にゆだねることとした。

なお、【Case2】では提起時点において、補助工事实施日から一年を経過していたわけだが、当該事案で相談者（監査委員）は、期間の経過で請求を斥ける意見を持つていないことが確認できたので、筆者としては特段の意見を述べなかつた。この点は、四・で別途検討することにした。

四．「正当な理由」に関するケース

(1) 事案の概要

地方自治法は、住民監査請求をなしうる期間を当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過するまでと限定するとともに、同期間経過後であっても「正当な理由があるとき」はこの限りでない旨規定する（地方自治法二四二条二項⁵）。筆者が相談業務に携わつた事案の多くでは、前記期間が経過していたため、前述の各論点と合わせて、「正当な理由」の存否の判断が問題とされた。典型的なものとして下記の【Case3】がある。

【Case3】

N町では、同町特産の「甲」振興のため、民法上の団体であるO協議会を設立することにした。O協議会の事業費は、N町一般会計商工費で議会承認された公的資金があてられることとされ、所定の支出がなされた。

その後、N町においては、O協議会の事業を引き継ぐため、P合同会社が設立され、同協議会の保有する財産はP合同会社を引き継がれ、同協議会は解散総会を経て解散することになった。ただ、O協議会からP合同会社への譲渡につき、契約書等は不存在であった。

上記に関し不当な財務会計上の行為があるとして住民監査請求が提起されたが、同請求は、一年を経過後になされたものであった。

(2) 関連裁判例一・地方自治法二四二条二項の期間制限及びその例外の趣旨

地方自治法二四二条二項の期間制限及びその例外の趣旨を述べたものとして、最判平成一四年九月一二日民集第五六卷七号一四八一頁がある。同判決は、同項の期間制限の趣旨につき「普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟

の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない」と述べた上、その例外の趣旨につき、「当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、一年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でない」からと述べる。そして「正当な理由」の有無に関し、下記のとおり規範を定立する。すなわち前掲最判平成一四年九月一二日は、まず(a)・当該行為が秘密裡にされた場合、正当な理由の有無は、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべき」であるとする。ついで同判決は、(b)・「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず」、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」も同様であり、その場合、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に

みて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と述べる。前掲最判平成一四年九月一二日は、は一応(a)・と(b)・とを区別するが、(b)・において「当該行為が秘密裡にされた場合(注：(a)・の場合)に限らず」としているので、結局規範として両者は融合し、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもつて調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうか」が正当な理由の有無の判断に関し問題とされることになる。

(3) 関連裁判例二・あてはめに関して

前掲最判平成一四年九月一二日は、以上のとおり規範を述べた後、当該事案では、(i)・「本件各財務会計行為についての上記各新聞報道に基づき、監査請求の対象を特定してその違法事由を監査請求書に摘示することは、十分可能であったところ、……Xらがこれらの文書を作成していたにもかかわらず、本件監査請求のあった同年三月七日に初めて監査請求をしたものであるとすれば、

上記の相当な期間内に監査請求をしたものということはできない」と述べつつも、(ii)・「Xらは、……上記各監査請求書及び事実調査報告書を提出しようとしたが、受理されなかったために、……配達証明付き書留郵便でこれらの書類を送付して本件監査請求をしたのであり、」仮にそのような事実があるとすれば、同元年一二月一三日を基準とする限り、相当な期間内に監査請求がされたものといえることができる」旨判示する。(i)・は、対象行為が報道されているとして、正当な理由を否定するファクターであるのに対し、(ii)・は逆に肯定するファクターといえる。そして前掲最判平成一四年九月一二日は、後者のファクターをより重視しているように見受けられる。

その他の判決についてみておこう。最判平成一四年九月一七日集民二〇七号一一頁は、市が公園用地とするために買い受けた土地の売買契約の締結及び売買代金の支出について住民監査請求がされた事案であり、(iii)・当該事案において、買収予定区域を明示した都市計画案の縦覧並びに市への所有権移転登記及び市土地台帳への登録がされ、市の決算説明書の記載から一坪当たりの売買

価格の平均値が明らかとなっていたという特色がある。前掲最判平成一四年九月一七日は、決算説明書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することができるようになったころには、市の住民が相当の注意力をもって上記各書類を調査すれば客観的にみて上記売買契約の締結又は売買代金の支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができた旨判示し、決算説明書が一般の閲覧に供された時期を確定することなく、市議会における売買価格の相当性に関する質疑が新聞報道された時から相当な期間内に監査請求がされたとして、監査請求が上記各行為のあった日から一年を経過した後になされたことにつき正当な理由があるとした原審（仙台高判平成一二年一月二四日（平一一（行コ）第五号））の判断を否定する。当該事案でも新聞報道がなされており、原審は、新聞報道時を起点として正当な理由を認めるが、前掲最判平成一四年九月一七日は、当該事案では都市計画案の縦覧・所有権移転登記・土地台帳への登録（前記の(iii)）という、より客観的な時点を確定することが可能であったとして、原審の立場を否定する。

次いで最判平成一八年六月一日集民第二二〇号三五三頁は、市が、勸奨により退職した職員が市のあつせんにより再就職した場合には再就職先での給与額を一定の期間退職時の給与月額と同額とする旨の内部基準に基づき、退職した職員の再就職先の団体に対し給与の差額分を業務委託費の名目で支出したという事案であるところ、支出の外形からは市の一般住民においてその実質的な内容を知ることができない場合であった。かかる状況において、前掲最判平成一八年六月一日は、(iv) 地方有力紙が上記基準の内容とそれに基づく支出が市議会議員らから問題視されている状況を報道し、記事の中で既に上記基準により上記支出の年度に再就職した職員がいたことに触れていたにもかかわらず、上記報道の約六か月後に上記支出について住民監査請求がされたと認定した上で、正当な理由を否定した。

実質的な内容を知ることができない場合であるので、前掲最判平成一四年九月一七日における(iii) のような時点を特定することができず、前掲最判平成一四年九月一二日における(i) のように報道時点を起点とすることとされている（前記の(iv)）。

さらに最判平成二〇年三月一七日集民第二二七号五五一頁についてもみておきたい。これは、県警察本部の県外出張に係る旅費の支出について住民監査請求がされた場合において、当該住民が県の情報公開条例に基づき上記出張に関する資料の開示を求めたところ、(v)・当初は、上記出張の旅行期間、目的地、用務等の事項が開示されず、その部分開示決定に対する異議申立ての結果、初めてこれらの事項が開示されるに至り、その一か月後に上記監査請求がされたという事案であった。前掲最判平成二〇年三月一七日は、かかる場合において正当な理由がある旨判示した。

以上をまとめてみるに、「正当な理由」があるかと判断するファクターは、前記の(ii)・(v)・である。(ii)・では、受理が拒まれたため配達証明付き書留郵便で本件監査請求書が送付されており、(v)・では、当初開示が拒まれ、異議申し立て後開示がなされた後、迅速に監査請求がなされている。いずれも自治体の消極的態度を所与の前提として、監査請求者が当該事案に応じ、迅速な対応をしている点が考慮されているとみることができるように思われる。

4. 【Case3】の検討

以上を前提として【Case3】をみてみよう。【Case3】では、〇協議会に支出された公的資金が、P合同会社への譲渡へ譲渡されたわけで、本来、譲渡時点が一義的に確定できるはずなわけだが、どういうわけか契約書等の資料が不存在であり、客観的な時点を確定できない。そして、当該支出について報道がなされたという事実は、筆者が聴取した限り確認できなかった。また、住民監査請求をするにあたり、自治体サイドが資料の公開を渋った形跡もない代わり、請求者である住民サイドが、当該行為を認識した後、迅速に行動したといった事実(前記の(ii)・(v)・に相当する事実)も確認できていない。

前記の裁判例に照らすと、正当の理由は否定される可能性が高いように思われる。実際の相談に際しては、以上の説明をした上、前記の(ii)・(v)・に相当する事実の有無につき確認するよう示唆を行った。加えて、仮に「正当な理由」が否定される場合でも、監査委員の「気づき」になる可能性があるもので、単に期間のみに着目するのではなく、これを機に適正な監査に努めるべきことを付言することが多かった。

五・結びに代えて

(1) 本稿は、筆者が実際に携わった自治体監査に関する相談業務から、典型的なものを匿名化・抽象化したケースとして、検討するものであり、かかる本稿の性質上、一定の結論めいたものがあるわけではない。ただ、自治体監査の現場の実態が公表されることは少なく、仮に公表されたとしても監査の結果という形で、プロセスがそぎ落とされたものにならざるを得ないのが現状である。そういった中で、相談業務について解説する本稿は、一定の資料的価値があるのではないかと考え、未熟を恐れつつも、あえて公表する次第である。

(2) 最後に、本稿が、自治体監査における「監査サポート組織」の必要性に関する議論につき一つの資料を提供するものであることを付言しておきたい。筆者もメンバーとしてかかわった「地方公共団体の監査制度に関する研究会」では、地方公共団体の監査をサポートする体制の構築につき議論がなされ、その一つの解として、「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」では、「監査サポート組織」の創設が提言された⁶⁾。

本稿で検討した各 Case の分析から明らかなくとく、自治体監査においては監査に関する実務経験のみならず、法律、特に行政法・地方自治法に関する一定の知見が必須となるところ、残念ながら、すべての自治体における監査委員にそれを求めることは非現実的である。このことは、地方に行けば行くほど、自治体の規模が小さければ小さいほど、強くあてはまる。かような折、全国町村監査委員協議会において顧問業務の一環としてなされる相談業務は、常設の「監査サポート組織」が不在である現状において、もっぱら町村レベルに限定したものであるものの、運用において、事実上の「監査サポート」を行うものであると位置づけることができるように思われる。

筆者が、あえて顧問業務の一端を本稿において公開した理由の一端は、「監査サポート組織」創設に向けた基礎資料を提供しようとするところにある。

以上

（追記）

本稿公刊に際しては、具体的事例について特定を避けた

めの加工が施されていること、全国町村監査委員協議会から掲載にあたり事前に許諾をいただいていることを、念のため付記する。

(1) 本稿は、令和六年五月一六日に埼玉県町村監査委員協議会に依頼されて実施した同一題名の研修講演を素材として、取りまとめたものである。

(2) 会社法上の監査と自治体監査を比較するものとして、松嶋隆弘「自治体監査と会社法上の監査との対比」『地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書』を素材として」法学新報一二二巻九・一〇号（平成二八年）四二九頁

(3) 同研究会の成果は、「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」としてまとめられ、公表されている。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000219869.pdf

(4) 全国町村監査委員協議会は、平成三年四月九日、町村における監査の円滑適正な執行と監査委員制度の健全な発展を図り、地方自治の振興発展に資することを目的として、一三道県で発足した団体である。その後、郡単位でも加入できるようになり、現在、三二道府県及び郡の町村・一部事務組合・広域連合で組織されている。

(5) 宇賀克也『地方自治法概説（第8版）』（令和元年）三五三頁

(6) 「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」九頁


~~~~~  
書 評  
~~~~~

Edith Kuiper, *A Herstory of Economics*, Cambridge, UK: Polity Press, 2022, 256pages.

生 垣 琴 絵

本書は、経済思想史において「女性」の存在が無視されたり、軽視されたりしていることに対する問題意識から発せられたものである。筆者であるエディス・カイパー (Edith Kuiper 1960-) は、*Toward a feminist philosophy of economics* (London New York: Routledge, 2003. Drucilla K. Barker との共著) や、*Women's economic thought in the eighteenth century* (New York: Routledge, 2014) など、女性による経済思想やフェミニスト経済学に関わる業績をもつ人物である。また、彼女は、2006年から2007年国際フェミニスト経済学会の会長を務めた経験がある。

本書の冒頭でカイパーは、「経済思想史の研究者たちは、近年、経済学の概念やモデル、理論の発展をより理解するために、政治経済とは直接関係のない事柄（戦争や革命、政治的反動、経済危機、個人的な交友関係、精神衛生上の問題、階級、個人的な悩みなど）に注目し、外在主義的アプローチを適用することに関心を持つようになっていく」と述べている (Kuiper 2022, 11)。本書の視点、すなわち、女性の役割や経済学におけるジェンダーをめぐる規範、価値観、制度的慣行への関心もそのようなアプローチの一つとして提示されているのである。

タイトルにある「herstory」という語は、1970年代ごろから女性（もしくはフェミニスト）の観点から見た歴史という意味で用いられ始めた

という。序文において、著者は、「本書は、経済思想のより拡大した歴史、女性の歴史 (herstory) について語っている」と述べることで、この語を印象付けている (Kuiper 2022, ix)。

本書が扱っているのは、18世紀と19世紀のイギリスとフランス、そして19世紀と20世紀のアメリカで、女性たちがどのように生きてきたか、彼女たちが遭遇した経済問題、それに対して彼女たちが提案した解決策などである。そこから、彼女たちの経済観を伺い知ることができる。

本書の主な目的は、ジェンダーを理由に歴史の隙間からこぼれ落ちてしまった女性たちの経済に関する豊富な著作を読者に紹介することにある。経済的なテーマや理論を扱ういわゆる「女性経済学者」だけでなく、自分自身の経験に照らして経済に関して著述した女性たち (女性経済作家) と彼女たちの業績について紹介している点が特徴である。ここでいう女性経済作家とは、経済に関するテーマについて述べていたが、学問的地位を持っていなかった女性たちを指す (Kuiper 2022, 3)。彼女たちに学問的地位が欠如していたのは、大学が女性たちに対して閉鎖的であったことが大きな要因である。つまり、本書は、女性であるがゆえに、男性が持っていた資源 (教育を受ける機会を含む) をほとんど利用できず、排除され、沈黙させられた状況において、それでもなお発せられた女性たちによるさまざまな隠れた声を集めたものともいえる。確かに、本書に登場する女性たちの多くが、経済思想史の研究者にさえあまり知られていないように思われる。

経済思想史という分野は、主に西洋の「男性」経済学者たちの生み出してきた成果で構成されている。本書において、著者は、これまで経済思想史に登場する女性経済学者といえば、ジョーン・ロビンソン 1名のみか、ジョーン・ロビンソンとローザ・ルクセンブルクの2名かだろうと指摘する。しかし、この偉大な二人の女性経済学者は、本書に登場する女性たちとは異なり、男性が作り上げてきた伝統的な経済学の枠組みのなかで活躍したに過ぎず、二人のなかには女性として

の（ジェンダー的な）問題意識や関心は存在しなかったと著者は捉えている。

本書は、「政治経済学の誕生」という第1章から始まり、教育、生産、分配などのテーマごとに9章で構成されている。評者の関心から注目したいのは、「消費」と題する第7章である。著者は、消費を「女性が日常的に多くの経験をしてきた分野」と捉えた上で、まず、シカゴ大学の家政学部の創設に関わったマリオン・タルボットとソフォニスバ・P・ブレキンリッジを紹介している。タルボットとブレキンリッジは、「消費と家事労働を直接結びつけ、何を購入し、何を自分で作るかという問題を詳細に論じた」学者として位置付けられている（Kuiper 2022, 134）。続いて、20世紀に入り、シカゴ大学でタルボットたちの後継として消費に関する画期的な理論的・実証的研究を行なったヘーゼル・カークが登場する。カークは、彼女の主著 *A Theory of Consumption* (1923) において、従来の経済学が消費や消費者を軽視していたことを指摘し、「限界効用論者は、価格法則を定式化するために必要と考える以上に、消費の研究を追求することはない」として批判した。著者のカイパーは、カークが、「消費者の役割を、単に好みの順位をつけたり、価格を考慮して提供される商品やサービスの選択をしたりする以上のものであると捉えていた」こと、さらに、「消費は能動的なプロセスであり、消費者は生産に携わる人々と同様に経済の方向性を決定する重要な役割を担っている」存在として捉えていたことを強調し、その意義を示している（Kuiper 2022, 136）。そのほか、カークの教え子であるマーガレット・G・リードの家計生産の理論や、エリザベス・エリス・ホイットの人類的なアプローチによる消費研究、さらに、最初のコピーライターとされる人物の一人であり、消費者の視点に立った実践的なマーケティング研究の創始者の一人でもあるヘレン・ウッドワードがこの章に登場する。このような女性経済学者たちを「消費論」の担い手として位置付け紹介している点は、女性経済学者たちの研究成果を掘り起こすという本書の目的にかなうだけでなく、20世紀初頭か

ら戦間期に主流派の経済学とは異なる視点と方法をもつ多様な消費論が展開していたことを理解するためにも、有効な内容となっている点を指摘しておきたい。

最後に、本書の限界と意義を述べておこう。カイパーは、本書に総勢98名にのぼる女性たちを登場させている。その目的は、知られざる女性経済作家や女性経済学者を「リストに挙げる」ことであり、それは、まさに日陰に隠れた存在であった女性たちを「陽の当たる場所」に連れ出したと言えるだろう。確かに、本書により経済思想史のリストに彼女たちの名前が挙げられたことは間違いないだろう。他方、それぞれの人物、思想、歴史を深く掘り下げるには至っていない部分もあり、広く浅くという印象は否めない。しかし、これまで触れることのなかった女性たちの経済・経済学に関わる主張を目にした私たちは、これから先、彼女たちを無視することはできないはずである。今後、本書によって光が当てられた女性たちが、経済思想史に位置付けられていくことにより、「男性が何世紀にもわたって発展させてきた経済学」が捉え直されたり、新たな展開が生まれたりする可能性は大いにあるだろう。

政経研究 第六十一巻 索引

論 説

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ……………渡 邊 容 一 郎 ……二 一 頁

選挙前連合と政党間競合……………浅 井 直 哉 ……二 一八 頁

日本型マルチレベル・ガバナンス
としての市町村合併の特徴について……………上 村 進 ……二 一六六 頁

資 料

サン＝シモンの自筆文書2通……………川 又 祐 ……二 一六〇 頁

日本大学図書館法学部分館
サン＝シモン・コレクション……………川 又 祐 ……二 一九六 頁
——手稿類——

自治体監査に関するケーススタディ ——近時の相談案件を素材として——	松嶋隆弘	三	（二）
---------------------------------------	------	---	-----

書 評

Edith Kuiper, <i>A Herstory of Economics</i> , Cambridge, UK: Polity Press, 2022, 256pages.	生垣琴絵	三	（一二〇）
--	------	---	-------

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。

デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

揭載順

日本大学教授
日本大学専任講師

機関誌編集委員会

委員長

副委員長

委員

// // // // // // // // // // // // // //

大生杉池渡山松野中友高小黒加小大大石原竹柳
野垣本田辺本島村山岡畑林滝藤野保岡橋山本瀬
久琴竜直徳 雪和明史英聡真雅美拓 正浩
敏絵也史夫直江彦広仁郎明子之典也聡孝介亨昇

政經研究第六十一卷第三・四号

令和七年二月二十八日 発行
令和七年二月二十八日 印刷
非売品

編集責任者
日本大学法学会
小田 司

発行者 日本大学法学会
電話〇三(五二七五)八五三〇番

印刷所 株式会社 メディオ
東京都千代田区神田猿樂町二二一四 A&Xビル
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 61 No. 3 · 4 February 2025

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

MATERIAL

Matsushima Takahiro, *Some Case Studies on Local Government Audits*
— *Using Recent Consultation Cases as Materials* —

BOOK REVIEW

Kotoe Ikegaki, *Edith Kuiper, A Herstory of Economics, Cambridge, UK:*
Polity Press, 2022, 256pages.